

○議長 内海 猛年君

次に11番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

11番、日本共産党の川上です。

まず第1に、命に関わる危険な暑さ対策について伺います。

福岡県内では連日猛暑が続いており、国内の連続猛暑記録を更新しています。昨年、熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が改正されています。極端な高温を見据えた対策を一層推進するために、熱中症特別警戒アラートを新設。市町村が指定暑熱避難施設、クーリングシェルターを指定でき、アラートが発令された場合には開放が義務づけられており、全国では4割の自治体で設置されており、郡内でも遠賀町に設置されています。

そこで伺います。町でのクーリングシェルター開設の考えについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず芦屋町の現状についてですが、既に役場や中央公民館、町民会館など公共施設のロビーで暑さをしのぎながら休憩されている方をよくお見かけします。実質的なクーリングシェルターとしては機能していると捉えております。

ただこの猛暑は今年だけでなく、来年以降も継続するものと予測されております。このため、町民の安全・安心を確保するとともに、熱中症による健康被害が生じることがないように、啓発の意味も込めて来年度から芦屋町もクーリングシェルターを設置する方向で検討・調整を進めてまいります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今年の夏は日差しが痛いほど強烈です。高温と多湿で命に危険なほどの暑さを体験しています。熱中症アラートが頻繁に発令され、体調を崩さないためにめっきり外出が減っています。国連のグテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した。」と語り、劇的かつ早急な気候アクションの必要性を訴えています。

福岡県内でも太宰府市で猛暑日が連続40日続き、年間50日の国の記録を更新しております。八幡も8月後半は連日35度の猛暑でしたし、9月に入っても猛暑は続いています。今日も35度近い猛暑となっています。

令和6年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

福岡県の熱中症の救急搬送が3,600人を超え、九州では1万人を突破しています。芦屋町での熱中症患者の搬送数は分かるのでしょうか。その点を伺います。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

お答えいたします。

遠賀郡消防本部からの報告では、今年1月から8月末までの芦屋町で熱中症により救急搬送された人数は18名となっています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

芦屋町も全国・全県と変わらず熱中症患者が数多く発生しているということです。県内でも猛暑により命の危険に関わる危険な暑さ対策として、涼しい公共施設を休息に御利用くださいという取組を始めています。先ほど課長からも答弁がありましたが、福岡県内の60市町村のうち29市町村がクーリングシェルターを設置し、ホームページに情報を掲載し、住民に利用を呼びかけています。早急にクーリングシェルターの設置と充実を求めるものです。

次に、今年の夏は福岡県では9月2日までに熱中症警戒アラートが45回発表されています。全国でも1,492回発表されていますが、熱中症特別警戒アラートはまだ発令されていません。暑さ指数3.5以上になった場合には特別警戒アラートが発表されます。こうした場合、町はどのような対応を行うのか伺います。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

議員御指摘のとおり、気候変動適応法が改正され、従来の熱中症警戒アラートを熱中症警戒情報として位置づけるとともに、新たに1段階上の熱中症特別警戒アラートが創設されました。熱中症特別警戒アラートは、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生じる恐れがある場合に、危険な暑さへの注意と熱中症を未然に防ぐための行動を呼びかけるもので、前日14時に発表されます。

この熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、冷房施設が整っていて暑さをしのぐことができる施設クーリングシェルターを市町村が指定できることになりました。先ほども申し上げましたが、芦屋町では来年度からクーリングシェルターを設置する方向で検討・調整を進めてま

令和6年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

います。このため、詳細につきましては未定ですので御承知ください。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

気候変動適応法に沿って適切に対応することを求めるものです。それで気候変動適応法の中では、熱中症対策推進会議をそれぞれの自治体が設置することを求めています。芦屋町ではこの体制はどうなっているのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

こちらについてもこれから検討・調整を進めてまいりますので、まだ未定でございます。御承知ください。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

早急に熱中症の対策会議をするよう、構成を強めてください。

続いて2点目の小中学校における猛暑対策について伺います。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

体育・スポーツの活動中において、児童生徒が熱中症を発症した事案が発生していることを踏まえ、国や県から熱中症警戒アラートなどの情報を活用しながら、体育の授業をはじめ運動部活動など、体育・スポーツ活動における熱中症事故の防止に万全を期すよう毎年通達がされているところです。

町内の小中学校における対策といたしましては、各学校の教室には空調設備を整備しています。児童生徒は水筒を持参し、休み時間などで適宜水分補給を行っています。そのほか学校の体育行事では、給水タイムを設定するなどの対応を行っています。また中学校の部活動における熱中症対策としては、休憩を増やす。練習メニューごとであるとか、15分から20分ごとなどなどございます。また練習時間を短縮する。各自で氷のうを準備する。練習場所に散水を行う。帽子を着用する。こまめに水分補給・塩分補給を行う。体育館では大型扇風機を使用し、換気能力を強

令和6年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

化する。テントを利用して日陰を確保するなどの取組を行っています。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

児童の飲料水については水筒を持参させるということになってはいますが、いろいろ調査してみますと、水筒も暑さで喉が渇いて午前中に飲み干してしまうという、午後からの水筒は空っぽになっているという状況もあるということですけど、そういった場合については町はどう対応するのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

町として決めたルールはありませんが、各学校で個別に対応しているということでございます。以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

1つの例を挙げますと、つくばみらい市では、児童生徒たちは毎日水筒を持参するが昼頃には飲み切ってしまうという連日の猛暑による熱中症対策に加え、水分を補給する水飲み場が3密になったり、水道を触ったりして感染するのを防ぐために、学校が自動販売機の水を無料で、550ミリリットル入りとか小ぶりな280ミリリットル入りとかを無料で配布して、この熱中症対策に当たっているということを聞いていますが、ぜひ芦屋町でも参考にして、子供が熱中症や感染症にならないように、十分な配慮をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校の熱中症対策につきましては、国や県からの通達に基づいて行っているところでございます。先ほど議員から御指摘いただきました自販機による無料配布につきましても、状況を確認しながら今後の学校運営の中で検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

後でも述べますが、この暑さはこの時点で止まるものじゃなくて今後どんどんどんどん上昇していくということになっていくと思いますので、ぜひ児童の健康を守るためにも対応をお願いいたします。

それと今、温度ではなくて暑さ指数ということで熱中症の対策を行っていますが、この測定器にWBGTというのがありますけど、この活用はどのようにしているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

各学校に測定器を購入して対応しているということでございますが、現実のところは熱中症警戒アラートが発令した時点で判断しているということでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

このWBGTで測って31以上になっていったら体育などの授業を取りやめるというような指針も出ていますが、外が暑くて運動ができないという場合についてはどう対応するのか。

先ほど本田さんの質問の中にもこれあったんですけど、授業を振り替えるとか、そういった話もありましたけど、振り替えても1日の中でそれほど温度の差はなく、31以上の暑さ指数を維持することも考えられますけど、そういった点ではそれぞれの学校に体育館がありますけど、体育館を活用するという点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

現在、芦屋町内の小中学校には体育館には空調設備がありません。また体育館の構造上、耐熱構造にもなっていないというところから、日陰ということにはなるのでしょうけども、熱中症対策の決定打になるのかというところは甚だ疑問に感じているところではございます。

以上でございます。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

前回の議会でも質問したんですけど今、国のほうはこの体育館にエアコンをつけることについて

令和6年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

ては国が有利な補助率で補助金を出すというものもありますので、将来的なことを考えていっても各小学校の体育館にエアコンをつけていくということも念頭に置いたほうがいいのではないかと思います。

それから先ほど本田さんの質問でもありましたが、学校のプール授業、これはどう対応しているのかいろいろ言われましたけど、私が聞きたいのは、例えば暑さ指数が高くてプールが使えないという授業はどのくらいあったのか、それは分かりますか。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

正確に調べたものはありません。学校のほうに確認したところでは、もう1時間目とか2時間目とかそういう早い時間に変えていくっていうようなことも考えて行っているということでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

この前テレビで言われていたのは、北九州市もプール授業についてはスイミングスクールを活用してやるような方向も出しているし、朝の論議でもあったように、岡垣町がサンリーアイのプールを使うとかそんなこともあっているんで、子供にとってプール授業ができて、なおかつ熱中症対策もできることも今後、考えていって学校の授業を進めていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、ぜひ学校の体育館や武道館、小体育館のエアコン化を検討していただきたいと思います。

続きまして、高齢者への熱中症対策について伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

高齢者に対する熱中症対策としては、冷房の効いた老人憩の家を活用していただけるよう広報あしやの8月号に、老人憩の家に涼みに来ませんかとして記事を掲載しております。老人憩の家は令和11年3月をもって廃止の予定ですが、それまでの間はぜひ有効利用していただきたいと思っております。

また、熱中症の予防や対処法が記載されたチラシを、民生委員を通して配布してもらっているほか、芦屋町地域包括支援センターの職員が高齢者宅を訪問した際や各種教室等で配布している

令和6年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

ところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

今の答弁では老人憩の家も熱中症対策には大変活用されているということなので、そういった点では老人憩の家を全てなくしてしまうのがいいかどうか、そういった論議もありますが、ここではしませんが、熱中症にかかり救急搬送され、重症化したり死亡したりする人の大半が高齢者です。高齢者は暑さを感じにくい上に、節約のため冷房を控えたり、トイレが心配であまり水を飲まなかったり、それから自分は大丈夫だからといったことが背景だと言われています。

そこで高齢者の対応について伺います。

高齢者の熱中症対策の指導はどのようにされているのか。また独り暮らしの熱中症予防のための見守り活動についてはどうされているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

どのようにお知らせしているのかというところで言いますと、先ほど話しましたが、地域包括支援センターの職員が訪問した際にお渡ししている書類の一式の中に、高齢者のための熱中症対策と熱中症予防・対処法というチラシを入れ配付しております。口頭でもこまめな水分補給とエアコンの有効利用のほうで案内しております。

独り暮らしの方の見守りというところになりますと、松岡議員が今まで質問していただいた中にもありますが、独り暮らしのときには福岡県と連携している高齢者見守りのほうを活用したり、何か問題があれば住民の方から言っていただければ包括の職員がお伺いしたりという形もっております。

また、「最近見かけないんだが」とかいう質問、情報通告がありましたら、職員のほうが関係者・親族等へ連絡して訪問するようなことをっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それではエアコンのない生活保護世帯や、高齢者世帯に対する購入支援についてどのようになっているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

生活保護世帯に対するエアコンの購入費用に関しましては、保護開始時に持ち合わせがない場合や災害により喪失し、災害救助法など他の制度からの措置がない場合、犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合に限り、6万7,000円の範囲内において、エアコンの購入費用というものが支給されております。

これには当てはまらない、既に生活保護を受給している人について、エアコンも含め日常生活に必要な生活用品については、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものと国から示されております。ケースワーカーに相談した上で家計管理の助言・指導を受け、購入資金を捻出していただくこととなります。

ただし、保護費のやりくりによってもエアコンの購入が困難な場合においては、通常は生活保護受給世帯は利用できない社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度が利用できるようになっておりますので、この制度を御活用いただきたいと思っております。

高齢者世帯においても同様に、早急にエアコンの購入費用を準備できない方は、ただいま申し上げました生活福祉資金貸付制度を御活用いただきたいと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

そういった貸付制度も利用することが必要ですが、ただ高齢者とか生活保護世帯となればなかなかお金の面で大変な負担を強いられるんですけど、例えば兵庫県の香美町というところでは75歳以上の高齢者世帯を対象にエアコンの購入設置費用として助成上限10万円とか、群馬県大泉市では70歳以上のみの世帯で冷房機の購入・設置に商品券で半額補助、東京小金井市では65歳以上のみ世代の冷房機器購入に上限50万円の補助をということをやっている自治体もあります。

なかなか財政的な問題もありますけど、エアコンがなくて熱中症になり、そして入院して医療費がかかって亡くなったりするという点から見れば、助成によってエアコン設置してもらおうということは必要ではないかなと思いますし、それにちょっと調べたところ、今回6月ですかね、福岡県の芦屋町で適切なエアコン使用を促すために、全ての世帯で一律1万円の電気料金等支援給付金を支給ということをやりましたが、これは結構全国的にも評価されていまして、特に今年の夏は電気代が相当かかっていたので、それによってエアコンを使うことができたという声も出



令和6年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

ています。

それ自体がもう、電気代が国の補助も終わってしまっているということもあると思いますけど、さらなる熱中症対策の支援もできれば検討していただきたいと思います。

それでは次に、2点目の補聴器助成制度について伺います。

高齢者の難聴と補聴器購入への支援を強化する問題について伺います。

高齢者が難聴によって、会話が成り立たない、耳が聞こえにくくなったので外出を控えているなどの生活に支障を来す実態が広がっているとの声が聞かれます。高齢者の2人に1人は難聴であると推計されます。難聴は生活の質の低下につながり、認知症のリスクを高めることも明らかになっています。

福岡県介護保険広域連合議会でも障害者総合支援法の補装具費支給制度の対象でない軽度の聴覚障害のある高齢者においても、補聴器を使用することによって認知症・介護予防の効果も期待できると言われているということで、広域連合内では、小竹町、吉富町、大刀洗町、筑前町がインセンティブ事業導入により補助の実施を行っていますし、広域連合に加入している田川市は2007年から市独自の施策で実施しています。

豊前市やみやこ町も独自で行っているということで、福岡県内でも7市町村が補聴器補助を現在行っています。日本耳鼻咽喉科学会などからは、加齢による聴力低下があっても早期に補聴器を使用することで、聞こえを取り戻すことが可能になると補聴器の使用が推奨されています。

6月議会で補聴器の購入に対して町が助成されることが表明されましたが、次の点を伺います。

まず第1点目に、制度の開始はいつから行うのか、その点について伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

令和7年4月の制度開始に向けて準備を行っているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

それでは対象年齢についてはどう考えているのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

現時点で庁舎内における了承を得ておりませんので、この質問以降は福祉課が現在考えている

令和6年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

素案というところで回答させていただきたいと思います。

対象年齢は認知症対策として考えておりますので、65歳以上と考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

制度の開始年度を見ると、1973年に東京都の新宿区が全国で初めて補聴器の助成を行い、70年代は3自治体でした。その後、2021年までは73自治体でしたが、22年に70自治体、23年に100自治体、24年度の現在は45自治体で近年大きく広がっています。全国で288自治体が補聴器助成を行っています。

対象年齢のことですが、対象年齢については全年齢を対象としている自治体が9自治体、18歳以上が55自治体、あと40歳以上から60歳以上の17自治体が少数です。65歳以上が193自治体で全体の67%となっています。

県内で見ると田川市が全年齢を対象としており、全国から注視されています。こういったことも参考にして、先ほど65歳と言われましたが、ぜひ拡充をしていただきたいと思います。

それでは3点目の助成金額はどのくらいを考えているのかについて伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

障害者に対して支給している補装具に補聴器が、先ほど議員からも御説明ありましたが、あります。障害者に対する助成制度との乖離が大きくならないように、金額設定したいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

これも参考までに調べてみたのですが、助成額はそれぞれの自治体によって違ってきます。288自治体のうち主なところを見ると、2万円が63自治体、2万5,000円が34自治体、3万円が71自治体、4万円が21自治体、5万円が54自治体、7万円が2自治体、10万円が4自治体、13万7,000円が1自治体となっています。

この13万7,000円の自治体は東京都の港区で、住民税非課税の方が13万7,000円、課税の方は6万8,500円となっておって、またこれにいろいろ調整システムがあるというこ

とです。

またそれぞれの自治体で、住民税課税者と非課税者などの所得要件などがあるようです。港区は制度を始めた22年度の利用は523人と、当初の見込みの220人を大きく上回りました。

13万7,000円の助成を決めた理由としては、担当課は「難聴の初期には13万7,000円以内の補聴器で十分適応する人も多いので、自己負担なく買えることが申請の多さにつながったと思う。」と話しています。住民からは「制度があったから購入ができた。」「聞こえるようになり、集まりにも行けるようになった。」との声が出されています。

福岡県内では田川市と小竹町が4万3,900円で、所得要件もありますが、こういった制度を助成しています。こういったことも十分に参考にしながら検討をお願いしたいと思います。

それでは4点目。補聴器は一人一人の調整とリハビリが必要であり、そのために認定補聴器技能者と医師が連携して補聴器を調整するシステムが必要と思うが、それについてはどう考えるか、このことを伺います。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

補聴器は個人の難聴の度合いに合ったものを使用していただくことが大変重要であると考えます。医師の意見書に基づき、認定補聴器技能者が調整したものを支給すべきであると我々も考えております。

障害者に支給している補聴器においても同様の考えであり、医師の意見書に基づき、補聴器専門店の認定補聴器技能者が商品の提案を行っておりますので、同様に運用していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

人生を豊かに過ごすためには、聞こえるという問題は避けて通ることはできません。補聴器のさらなる普及は高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制につながります。補聴器購入のさらなる充実をお願いいたしましてこの質問を終わります。

続いて自衛隊への名簿提供についての問題について伺います。

令和元年の9月議会で、芦屋町は自衛隊募集の対象となる青年の個人情報を紙媒体で提供することは、法定受託事務であることを理由に情報提供していることを明らかにしました。

令和6年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

しかし、日本共産党の防衛省への聞き取りでは、情報提供は自治体が拒否できる自治事務であり、自治体の判断でやめることができる事務である。

今年の3月には奈良市の18歳高校生が自分の個人情報と事前の了承もなく、市が自衛隊に提供したのは違法・違憲だとして、市と国を相手取り国家賠償訴訟を求める訴訟を起こしています。

福岡県では、太宰府市は紙媒体で提供していた個人情報を自衛隊が閲覧する形に戻しています。理由として、訴訟が全国的に広がっているということ、近隣市の状況を見て判断している。

そこで伺います。町での自衛隊への情報提供はどうなっているのかについて伺います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

町からの情報提供についてお答えします。

まず、自衛隊福岡地方協力本部長から自衛官等募集に関する案内の送付等に利用するため、住民基本台帳の一部の写しの提供についての依頼文書が提出されます。町はこの依頼文書を受け付けた後、情報を紙媒体で提供しています。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

令和元年の答弁でも法定受託事務、紙媒体で提供しているとの答弁でしたが、そもそも自衛隊の名簿提供のために集められていない市民の個人情報を、本人の了承もなく別組織に渡すことは個人のプライバシー権、憲法第13条の侵害であり、地方自治体はやってはいけないこととなります。だからこそ太宰府市をはじめ、多くの自治体は閲覧する形にとどめています。

名簿提供は国からの義務的な事務である法定受託事務を行っているとしていましたが、日本共産党が防衛省に聞き取りしたところ、先ほど言ったように法定受託事務ではないという確認をしています。

それに自衛隊法施行条例第120条及び自衛隊法第97条第1項では、必要な情報または資料を求めることができるとなっており、本人の同意が必要な個人情報は示されてはいません。個人情報保護法の本人同意なしの提供ができるのは、相当の理由が必要ということになっています。だからこそ、太宰府市をはじめ多くの自治体が閲覧にとどめているのです。

そして、先ほど言いましたように、奈良市では国と市を相手取って18歳の青年が原告で個人情報の保護を求めて国家賠償請求を行っています。また福岡、兵庫でも訴訟が行われて、今後も広がっていくようです。

第2に住民基本台帳法第11条第1項が定めている個人情報4情報を提供できる例外は法令で定める事務のために必要な場合に限られ、その法令は自衛隊法第97条第1項の自衛官及び自衛官候補生の募集となっています。これは先ほど課長が答弁した中にもありました。

自衛官とは自衛隊員の中でも階級を持ち、国際法上の正規軍兵士あるいは戦闘員とされるもので、そうでない自衛隊員とは相対的に区別されています。

また自衛官候補生とは自衛隊員として採用された後に任命され、自衛官となるために必要な基礎的教育訓練に専念し、3か月後に2等陸・海・空士に任官する者のことです。

ですから、そもそも自衛隊が自衛官以外の自衛隊員の募集にも提供名簿を使っていけば違法ということになります。提供した自治体も違法な法定外使用に加担したということになります。こういったことをぜひ認識していただきたいと思いますが、課長はこういったことを聞いてどう考えるかを伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

一言で言いますと、法令に基づいた情報提供をしておるという認識でありますので、今、行っていることは適正な情報提供であると認識しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

そもそも自衛隊とは何かということで、私たちが知る自衛隊は地震とか災害とか台風とか、そういったときに出てきて本当にこう一生懸命にやってくれて、地域の人たちがお風呂に入れて「どうもありがとう」とかって言って、皆さんから感謝されているという場面を見ているわけですし、そういった場面を見て、自分も人助けになる自衛官になりたいということで自衛隊に応募される方も多いと思うんですけど、自衛隊法の第3条自衛隊の任務という点では、自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとなっております。

特に私は、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとするというこの表現については、国民に対しての弾圧ぐらいでもあるということを自らがちゃんと証明しているんじゃないかと思えますし、第52条隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もつ

令和6年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

て国民の負託にこたえることを期するものとするという、これ言葉としてはきれいですが、昔で言えばお国のために血を流せという、命は鴻毛より軽し、そういった戦前と同じように捉えているんだなということを強く感じます。

こういったところに自治体が関わって名簿を提供し、ダイレクトメールが行くということをしてはならないと私は思います。

第2問のほうに入りますね。

個人情報の提供をしたくない町民の除外申請はどうなっているのかというところですけど、これについてどう思うのか伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

個人情報の提供をしたくない方の除外申請につきましては、他自治体においては申請がなされた場合に対応しているところもあるようですが、現在芦屋町では対応しておりません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

日本国憲法第13条ではプライバシー権、自分の情報をコントロールする権利では、積極的に情報公開や削除などを求める権利を持っているとなっています。また第14条ではプライバシーの権利や肖像権は憲法上保護されているということが規定しています。

そして、憲法第92条地方自治の本旨、これは自治体に関わる問題です。地方自治は住民自治と団体自治でなっており、住民自治は住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めること、団体自治は地域のことは地方公共団体が自主性・自立性をもって国の干渉を受けることなく、自らの判断と責任の下に実情に沿った行政を行っていくということになっています。

日本国憲法の平和理念と国民主権の原則に照らして、芦屋町が自衛隊に自身の情報を提供しないしてほしいという町民の権利を保障するために、私は除外申請手続というのをちゃんと行うべきだと思います。これについてもどう考えるかと聞いてもなかなか難しいと思いますけど、どう考えるのかを伺います。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

除外申請につきましては先ほども申し上げましたとおり、実際に対応している自治体もござい

令和6年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

ますので、他自治体がどのようにして除外申請を導入するに当たったか等も調べた上で、今後、対応については考えたいかなと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

ぜひ、考えてください。ただ私はね、1つ憤慨していることは今年の6月に地方自治法の改定がありました。この改定の中で国の指示権の行使が強められています。

これは、1つは震災とか災害とか起こったときとか、感染症が起こったときについては、地方自治体に対して国がいろんなことを命令して指示をすることができるとなっています。ただ問題なのは、これにその他緊急の事態のときという附帯がついています。これはそういったこと以外にも、例えば交戦が起こったときとか、攻撃されたときとか、そういったときも地方自治体を云々考えるのではなくて、国が地方自治体に対して指示権発令するということが今度の改定でなっています。

これは全国の知事会とか、全国町村会とか、市長会とか、そういったところが地方分権を踏みにじるものだから、戦前の日本のようにするというので、国に対して撤回するというのを求めております。そういった点ではいろんなことを国のことをどんどんどんどんしていったら、やっぱりどんどん戦争する国のほうに向いていくんじゃないかなと思います。

それで、3点目の自衛隊への名簿提供のために集められていない町民の個人情報をも本人の了承もなく別組織に渡すことは、個人のプライバシー権、日本国憲法第13条の侵害であり、地方自治体がやってはいけないんだということを考えるが、その点についてはどう考えるかお伺いします。

○議長 内海 猛年君

総務課長。

○総務課長 佐竹 功君

自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要あると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されています。

また、令和3年2月になされた防衛省及び総務省からの通知では、自衛官等の募集に関し必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとの見解が示され、募集対象者情報の紙媒体での提供について、同法上問題がないことが明確化されました。

なお、住民基本台帳の一部の写しに係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律第69条第1項において、法令に基づく場合は提供することができる旨が規定されています。

したがって、自衛官等募集に関する案内の送付等に利用するために、自衛隊福岡地方協力本部長から依頼される住民基本台帳の一部の写しについて、町が情報提供することは、法令に基づき提供するものであるため、適正な情報提供であると考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

先ほども言いましたけど、情報が自衛官及び自衛官候補生に使われるということであれば、その法律にのっとって可能ですが、さっきも言ったように、自衛隊員を募集するというのが自衛隊員は自衛官でもないし自衛官候補生でもないという、そういったものに募集すること自体が法律違反なんだということを強く申しておきます。

それでは御手元に配付している資料があると思いますけど、陸上自衛隊高等工科大学ということですけど、今は自衛隊の勧誘を芦屋町とか18歳とかですね、大学卒業すると22歳なんですけど、関東のほうではですね、18歳からだけではなく中学校卒業対象の15歳からの名簿の提供を求めています。これは陸上自衛隊高等工科大学の生徒の募集に使用するためです。

陸上自衛隊高等工科大学は少年期から軍事教育を施し、卒業後は早々に曹、階級ですね、曹に任官して自衛隊の業務を正式な職業とするものになります。

教育内容は一般教育、専門教育、防衛基礎学の授業が行われます。防衛基礎学では戦闘及び戦技訓練で、射撃訓練と戦闘訓練が行われます。ここに写真で載っていますが、銃剣を抱えて観閲式のときに行進しているんですけど、これは中学校を卒業した15歳、16歳の少年なんです。いろいろ戦闘訓練とか、航空機体験とかいろんなことやっていますが、これも15歳、16歳でこういったことをここではやっています。

1950年に陸海空自衛隊で創設されましたが、2000年に国連総会で採択されたジュネーブ条約第2議定書で、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書は、日本政府が承認し、18歳未満の者を戦闘員から除外することを国際的に約束したことから、現在は高等工科大学1つになっています。

ほかにも国際刑事裁判所の規定の第8条の第2項では、戦争犯罪の1つとして、15歳未満の児童を自国の軍隊に強制的に徴収し、もしくは志願に基づいて編入すること、又は敵対行為に積極的に参加させることを禁止するということが規定されています。この15歳は当初は18歳だ



ったんですけど、全世界でやっぱりいろんな地域紛争なんかもあって、15歳、16歳の少年が銃を持って戦闘するという国なんかも多くあったので、そういった点で賛同を得るために15歳未満ということになったことですが、とにかく少年にそういった戦闘をさせていくということ自体あってはならないということだと思います。

先ほど課長は「法令によって自衛隊から言われているので。」ということですけど、自治体は国の指示に基づいて自衛隊に名簿を提供しただけであり、その先のことは知りませんということでは済みません。住民の個人情報を管理する責任が自治体にはあります。住民に対する責任として、提供名簿が自衛隊で適法に処理されているのかきちんとチェックし、もし違法な不適切なことがあれば覚書を解除し、提供をやめなければなりません。

また、先ほども言ったように、ほかの自治体でも行われている情報の除外申請ということは最低限でも必ず行うことを求めるものです。

私が再度なぜこういった質問をするかということ、戦前、役所なんかは軍に協力して戦争に加担していったわけですけど、今また戦前の市町村の轍を踏むのではないかなという気がします。戦前の市町村は徴兵事務を行っていて、軍と一体の兵事係を作って、地方自治体は動員機関となって侵略戦争に進んでいくということを行いました。

その経験から、日本国憲法を作ったときには中央権力からの権力の分離、そして地方自治の本旨が貫かれていますし、また教員は教え子を再び戦場に送らない、また公務員は赤紙の配達には私たちは行わない。そういった気持ちから平和を守ってきたわけです。地方自治体として地方自治の本旨を貫くということが、やっぱり1番必要なことだと思います。

先程、同僚の議員からも言われたんですけど、自衛隊員が少なくなるとしたら大変やないかということですけど、確かに今、自衛隊員が少なくなっています。この背景としては、1つは戦争するには物的基盤と法的基盤と人的基盤が必要であると思います。

物的基盤というと、具体的に言えば、辺野古の新基地建設や基地強靱化、それからいずもの空母化、F-35、イージス・アショア、スタンドオフミサイルこういったものを日本が今、整備をしてくれています。

そして法的基盤でいえば、集団的自衛権の行使や安保三文書、特定秘密保護法、共謀罪、そして今論議されている憲法第9条の改正、こういったものが着々と行われています。ただ、それを実施する自衛官がどんどん減っているという問題を自衛隊が抱えています。

定年退職が5,900人、それから自衛隊新卒という定年ではなくて、ある程度の期間を過ぎて退職する人が2,900人、これが1年間に8,800人います。それとはまた別に中途退職者が6,174人ということで、これは最近のイラク、インド洋への海外派兵の拡大とか、安保法制ができた中で戦争する可能性があるのではないかということで、退役しているという人が多

令和6年第3回定例会（川上誠一議員一般質問）

いです。

そしてまた、自衛隊の中でハラスメントやいじめや暴行、セクハラ、こういったものが横行しているということから自衛隊員が減っているという問題があります。

やはり私は日本国憲法第9条を持つ国であれば、軍事で対抗するのではなくて、外交で戦争とか紛争を未然に防ぐということをするべきだと思いますし、地方自治体も地方自治法の本旨を貫いていくということが必要だと思って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 内海 猛年君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。